

附則

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定
二 附則第九条の規定
この法律の公布の日又は独立行政法人日本医療研究開発機構法の公布の日（調整規定）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が食品表示法の施行の日以後である場合には、第三十一条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: Old text (left) and New text (right). Rows include amendments to '独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所' and '独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所'.

(国家公務員法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 百四条の規定による改正前の特定独立行政法人の労働関係に関する法律（以下「旧特労法」という。）第七條第一項ただし書の規定により旧特労法第四條第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間は、第二條の規定による改正後の国家公務員法第八條の六の規定の適用については、百四条の規定による改正後の行政執行法人の労働関係に関する法律（以下「新行労法」という。）第七條第一項ただし書の規定により新行労法第四條第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日の前日において特定独立行政法人（通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「旧通則法」という。）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員であった者であつて引き続き施行日に第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に特定独立行政法人の職員であつた者として第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

(国家公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の国家公務員災害補償法（以下この条において「新補償法」という。）第一条第一項に規定する被災職員（新補償法附則第二十四項に規定する旧郵政被災職員を除く。以下この条において「被災職員」という。）の新補償法第四条第一項に規定する平均給与額を計算する場合において、当該被災職員について同項に規定する期間中に第四条の規定による改正前の国家公務員災害補償法第四条第三項第五号に該当する日があるときは、新補償法第四条第三項の規定の適用については、同項第五号中「当該行政執行法人」とあるのは、「当該行政執行法人、職員が独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）に在職していた期間にあつては当該特定独立行政法人」とする。

2 特定独立行政法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた被災職員に関する新補償法第五条第一項の規定の適用については、同項中「行政執行法人」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日において行政執行法人となつた特定独立行政法人（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）に」と、当該行政執行法人」とあるのは「当該特定独立行政法人であつた行政執行法人」とする。

(国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 旧特労法第七條第一項ただし書の規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間は、第五条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（次項において「新退手法」という。）第七條第四項の規定の適用については、新行労法第七條第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間とみなす。

2 この法律の施行前に特定独立行政法人を退職した職員に対する新退手法第十條第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項及び第五項中「行政執行法人の事務又は事業」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の事務又は事業」とする。

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日の属する年の前年一月一日から施行日の前日までの間に特定独立行政法人の職員であつたことのある者であつて施行日の属する年中に第七條の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第十七條第一項の規定の適用を受ける職員となつたものに関する同年における同項の規定の適用については、その者は、特定独立行政法人の職員であつた間は、同項第三号に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 旧特労法第七條第一項ただし書の規定により旧特労法第四條第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間は、第十五條の規定による改正後の国家公務員の留学費用の償還に関する法律第三条第三項の規定の適用については、新行労法第七條第一項ただし書の規定により新行労法第四條第二項に規定する組合の業務に専ら従事した期間とみなす。

(独立行政法人日本医療研究開発機構法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中長期目標（通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法（以下「新通則法」という。）第三十五條の四第一項に規定する中長期目標をいう。以下同じ。）の策定に関する通則法改正法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「並びに独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）第三十二條の規定による改正後の国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第二十二條第一項の規定」とする。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第三十七條の規定による改正後の公職選挙法第二百五十一條の四第一項の規定の適用については、同項に規定する行政執行法人には、特定独立行政法人を含むものとする。

(行政書士法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第四十一條の規定による改正後の行政書士法（次項において「新行政書士法」という。）第二条第六号の規定の適用については、特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間は、同号に規定する行政執行法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間とみなす。

2 特定独立行政法人の役員又は職員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者は、新行政書士法第二条の二第五号に該当する者とみなす。